

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(入港手続)</p> <p>15 - 3 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 1 項((外国貿易船の入港手続))の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」(C - 2000)、「積荷目録」(C - 2030)、「船用品目録」(C - 2040)、「旅客名簿」(C - 2050)及び「乗組員名簿」(C - 2065)各 1 通(ただし、積荷目録については税関において特に必要があると認める場合は、2 通)とする。ただし、適宜の様式に令第 12 条第 1 項第 2 号((外国貿易船の入港届等の記載事項))に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 1 項に規定する積荷目録の提出が行われたものとして取扱うものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (省略)</p> <p>(7) 規則第 2 条の 2 第 1 項第 3 号((積荷目録等への記載を省略できる事項))の規定により、記載事項が省略される乗組員氏名表の提出は、乗組員の氏名等に<u>変更がない旨を記入のうえ提出させることにより行わせることとする。</u></p> <p>なお、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(4)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。)の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(入港届に代わることとされる陳述書)</p> <p>15 - 4 令第 12 条第 2 項((入港届に代わることとされる陳述書))の規定による陳述書の提出は、便宜「入出港届」(C - 2000)を使用して提出させることにより行わせる。</p> <p>(積荷目録の訂正補足)</p> <p>15 - 7 税関に提出された積荷目録はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その積荷目録に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは記載漏れがある場合又は積載されていない貨物について記載されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>なお、積荷目録の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになつた場合に速やかに行わせるよう指導する。</p>	<p>(入港手続)</p> <p>15 - 3 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 1 項((外国貿易船の入港手続))の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」(C - 2000)、「積荷目録」(C - 2030)、「船用品目録」(C - 2040)、「<u>旅客氏名表</u>」(C - 2050)及び「<u>乗組員氏名表</u>」(C - 2060)各 1 通(ただし、積荷目録については税関において特に必要があると認める場合は、2 通)とする。</p> <p>(2) ~ (6) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>なお、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(4)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。)の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(入港届に代わることとされる陳述書)</p> <p>15 - 4 令第 12 条第 2 項((入港届に代わることとされる陳述書))の規定により、「<u>入港届</u>」に代わることとされる陳述書の提出は、「<u>船長陳述書</u>」(C - 2020) 1 通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(積荷目録の訂正補足)</p> <p>15 - 7 税関に提出された積荷目録はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その積荷目録に単なる不注意又は錯誤に基づく誤り若しくは記載漏れがある場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。</p> <p>なお、積荷目録の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになつた場合に速やかに行わせるよう指導する。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(外国貿易船等の出港手続)</p> <p>17 - 2 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して船長等に交付する。なお、<u>同項後段の規定により乗組員氏名表の提出を求める場合においては、入港時に提出された同表の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。</u></p> <p>(特殊な場合における船舶の入出港)</p> <p>17 - 4 次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」の提出又は口頭により届け出させるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(船舶等の資格変更の届出手続)</p> <p>25 - 1 (1) 法第 25 条((船舶又は航空機の資格の変更))の規定による船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C - 2240) 1 通にその届出の時ににおける船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行わせるものとし、これにより船舶等の資格の変更を認めるときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C - 2250) を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等の資格を内変しようとするものであるときは、上記の届出者が添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p> <p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなつたため前記 15 - 1 (船舶等の資格の認定) の(7)の規定による沿海通航船とされることとなつたときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をさせることとして差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(外国貿易船等の出港手続)</p> <p>17 - 2 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して船長等に交付する。</p> <p>(特殊な場合における船舶の入出港)</p> <p>17 - 4 次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」若しくは「船長陳述書」の提出又は口頭により届け出させるものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(船舶等の資格変更の届出手続)</p> <p>25 - 1 (1) 法第 25 条((船舶又は航空機の資格の変更))の規定による船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C - 2240) 1 通にその届出の時ににおける船舶等の資格を証する書類、<u>船長陳述書</u>、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行わせるものとし、これにより船舶等の資格の変更を認めるときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C - 2250) を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等の資格を内変しようとするものであるときは、上記の届出者が添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p> <p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなつたため前記 15 - 1 (船舶等の資格の認定) の(7)の規定による沿海通航船とされることとなつたときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をさせることとして差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(船長又は機長の代行者の範囲) <u>26 - 1 法第 26 条((船長又は機長の行為の代行))にいう「管理者」とは船舶又は航空機の運航に責任を有する傭船者又は運航者等を、「所有者若しくは管理者の代理人」とは所有者又は管理者から委任を受けた船舶会社又は航空会社の代理店又は支店等を、「船長若しくは機長の代理人」とは船長又は機長から委任を受けた乗組員等をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

(とん税法及び特別とん税法基本通達)

新	旧
<p>(入港の際における純トン数等の確認)</p> <p>3 - 4 関税法(昭和29年法律第61号)第15条第1項((入港手続))及び第18条第1項((入出港の簡易手続))の規定により外国貿易船の船長から入港届の提出があつたときは、国際トン数証書等により当該外国貿易船の名称、国籍及び純トン数を確認する。この場合においては、入港届の<u>当局記入欄</u>に確認済の表示を行う。</p> <p>(非課税の場合の証明手続)</p> <p>7 - 6 船長が令第4条((非課税の場合の証明))の規定により非課税に該当する事実の証明をしようとするときは、「非課税理由の証明」(S - 1030)2通を、とん税納付事務を担当する監視部門に提出させるものとし、税関長はその事実を確認したときは、うち1通に非課税の旨を記載して当該船長に交付する。この場合において税関長がその事実を認定するために必要があると認めるときは、非課税に該当する事実を客観的に認定しうるような航海日誌(写し)、管海官庁の証明書等を添付させるものとする。</p> <p>非課税に該当する事実が税関長によつて確認されたときは、納付申告書及び納付書の提出は要しないので、留意する。</p>	<p>(入港の際における純トン数等の確認)</p> <p>3 - 4 関税法(昭和29年法律第61号)第15条第1項((入港手続))及び第18条第1項((入出港の簡易手続))の規定により外国貿易船の船長から入港届又は船長陳述書の提出があつたときは、国際トン数証書等により当該外国貿易船の名称、国籍及び純トン数を確認する。この場合においては、入港届又は船長陳述書の<u>下部余白欄</u>に確認済の表示を行う。</p> <p>(非課税の場合の証明手続)</p> <p>7 - 6 船長が令第4条((非課税の場合の証明))の規定により非課税に該当する事実の証明をしようとするときは、「非課税理由の証明」(S - 1030)2通を、とん税納付事務を担当する監視部門に提出させるものとし、税関長はその事実を確認したときは、うち1通に非課税の旨を記載して当該船長に交付する。この場合において税関長がその事実を認定するために必要があると認めるときは、非課税に該当する事実を客観的に認定しうるような航海日誌(写し)、<u>船長陳述書</u>、管海官庁の証明書等を添付させるものとする。</p> <p>非課税に該当する事実が税関長によつて確認されたときは、納付申告書及び納付書の提出は要しないので、留意する。</p>

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新	旧																																																																																																																																																																					
<p>税関様式</p> <p>税関様式 C 第 2000 号</p> <p>入 出 港 届</p> <p>GENERAL DECLARATION</p>	<p>税関様式</p> <p>税関様式 C 第 2000 号</p> <p>Customs Form C No.2000</p> <p>入 出 港 届</p> <p>DECLARATION INWARD OUTWARD OF VESSELS</p>																																																																																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;"><input type="checkbox"/> 到着 Arrival</td> <td style="width:33%;"><input type="checkbox"/> 出発 Departure</td> <td style="width:34%;"></td> </tr> <tr> <td>1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship</td> <td>2. 到着港 / 出発港 Port of arrival/departure</td> <td>3. 到着日時 / 出発日時 Date-time of arrival / departure</td> </tr> <tr> <td>4. 船舶の国籍 Nationality of ship</td> <td>5. 船長の氏名 Name of Master</td> <td>6. 前寄港地 / 次寄港地 Port arrived from/Port of destination</td> </tr> <tr> <td>7. 船籍港、登録年月日 及び船船番号 Certificate of registry(Port; Date ; Number)</td> <td colspan="2">8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent</td> </tr> <tr> <td>9. 総トン数 Gross tonnage</td> <td>10. 純トン数 Net tonnage</td> <td rowspan="2">船舶の通航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator</td> </tr> <tr> <td colspan="2">11. 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">12. 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地、積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo</td> </tr> <tr> <td>14. 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)</td> <td>15. 旅客の数 Number of passengers</td> <td rowspan="3">16. 備考 Remarks</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">添付書類の枚数 (Indicate number of copies)</td> </tr> <tr> <td>17. 積荷目録 Cargo Declaration</td> <td>18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration</td> </tr> <tr> <td>19. 乗組員名簿 Crew List</td> <td>20. 旅客名簿 Passenger List</td> <td rowspan="2">21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer</td> </tr> <tr> <td>22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration</td> <td>23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health</td> </tr> <tr> <td colspan="3">当局記入欄 For official use</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">24. 内航船舶 <input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 到着 Arrival	<input type="checkbox"/> 出発 Departure		1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship	2. 到着港 / 出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時 / 出発日時 Date-time of arrival / departure	4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地 / 次寄港地 Port arrived from/Port of destination	7. 船籍港、登録年月日 及び船船番号 Certificate of registry(Port; Date ; Number)	8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent		9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の通航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	11. 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)		12. 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地、積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			14. 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks	添付書類の枚数 (Indicate number of copies)		17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration	19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health	当局記入欄 For official use					24. 内航船舶 <input type="checkbox"/>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1. 船舶の名称 Name of Vessel</td> <td>2. 定期不定期別 Liner or Tramp</td> <td>定期航路名 Name of Line</td> <td>不定期航路名 Tramp</td> </tr> <tr> <td>3. 船舶の種類 Description of Vessel</td> <td>貨物船 Cargo Vessel</td> <td>貨客船 Cargo Passenger Vessel</td> <td>客船 Passenger Vessel</td> </tr> <tr> <td>4. 国 籍 Flag</td> <td>汽 船 S.S.</td> <td>機 船 M.S.</td> <td>機帆船 Sailing ship with engine</td> </tr> <tr> <td>5. 船 籍 港 Port of Registry</td> <td colspan="3">その他 Other</td> </tr> <tr> <td>6. 信号符号又は船船番号 Signal Letter or Official Number</td> <td>7. 総トン数 Gross Tonnage</td> <td>8. 純トン数 Net tonnage</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9. 長さ及び喫水 Length over all and Draft</td> <td>長さ Length</td> <td>船首 Fore</td> <td>船尾 Aft</td> </tr> <tr> <td>10. 航行速度 Cruising Speed</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>11. 船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所 Name & Business Address of Owner, Operator of Vessel & Agent in Japan</td> <td>所有者 Owner</td> <td>運航者 Operator</td> <td>代理店 Agent</td> </tr> <tr> <td>12. 仕出港及びその出港年月日 Port of Provenance and Date of Departure therefrom</td> <td>港名 Port</td> <td colspan="2">年月日 Date</td> </tr> <tr> <td>13. 寄港地及びその入出港年月日 Port of Call and Date of Arrival at and Departure from the port</td> <td>港名 Port</td> <td>入港年月日 Date of Arrival</td> <td>出港年月日 Date of Departure</td> </tr> <tr> <td>14. 入 港 の 日 時 Time and Date of Entrance</td> <td colspan="3">15. 入 港 の 目 的 Purpose of Entrance</td> </tr> <tr> <td>16. 停 泊 場 所 Berth</td> <td colspan="3">17. 出 港 の 日 時 Scheduled Time and Date of Departure</td> </tr> <tr> <td>18. 次 の 仕 向 港 Next Port of Call</td> <td colspan="3">19. 当港出発後日本における寄港地 All Ports of Call in Japan after this port</td> </tr> <tr> <td>20. 最 終 仕 向 港 Final Port of Destination</td> <td colspan="3">21. 出港後最初に入港する外国の港 First Port abroad after Departure</td> </tr> <tr> <td>22. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo on Board</td> <td colspan="2"></td> <td>K/T</td> </tr> <tr> <td>23. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo to be Unloaded/Loaded at this Port</td> <td colspan="2"></td> <td>K/T</td> </tr> <tr> <td>24. 本邦において船卸をする貨物の数量 Quantity of Cargo to be Unloaded in Japan</td> <td colspan="2"></td> <td>K/T</td> </tr> <tr> <td>25. 本邦において船積した貨物の数量 Quantity of Cargo already loaded In Japan</td> <td colspan="2"></td> <td>K/T</td> </tr> <tr> <td>26. 乗 組 員 の 数 Number of Crew</td> <td colspan="3">29. 下記該当者の有無 Whether Carrying any:</td> </tr> <tr> <td>27. 現に乗船している乗客の数 Number of Passengers on board on arrival to this port:</td> <td colspan="3">a. 密航者 Stowaway</td> </tr> <tr> <td>a. 通過者 Number of Passengers in transit:</td> <td colspan="3">b. 有効な旅券若しくは乗員手帖を所持しない者 Crewmember or Passenger who is not in Possession of a valid passport or Seaman's book</td> </tr> <tr> <td>b. 当港で乗船した乗客者 Number of Passengers embarked at this port:</td> <td colspan="3">c. 日本以外の港で上陸を許可されなかった者 Crewmember or Passenger who was not permitted ashore at the previous Japanese port(s):</td> </tr> <tr> <td>c. 当港で下船し他港で復船する予定の者 Number of overland Passengers landing at this port:</td> <td colspan="3">d. 日本以外の港で乗り遅れた者 Crewmember or Passenger who missed ship or failed to rejoin at the previous Japanese port(s):</td> </tr> <tr> <td>他港で下船し当港で復船した乗客数 Number of overland Passengers rejoined at this port:</td> <td colspan="3">e. 当港で下船予定の乗員 Crewmember to be Transferred or Hospitalized at this port:</td> </tr> <tr> <td>28. 国内乗客 Number of Coastal Travellers</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(Japan Vessel Only)</td> <td>氏 名</td> <td>下 (乗) 船 港</td> <td>下 (乗) 船 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>30. 外国で下船 (補充) した乗員</td> <td></td> <td></td> <td>理 由</td> </tr> <tr> <td>31. とん税法第3条第2号 (特別とん税法第3条第2号) の規定によりとん税 (特別とん税) を一時に納付しているときは、一時納付した年月日 If the tonnage dues (special tonnage dues) have been paid in a single payment under the provisions of Item 2 of Art.3 of the Tonnage Dues Law (Item 2 of Art.3 of Special Tonnage Dues Law), the date of such payment.</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>32. 航海中の乗客その他乗客等事項 Disaster while Navigating & Other Matters</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>To</td> <td>殿</td> <td>Date</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船長署名又は記名押印 Signed and/or Sealed by</td> <td>Master</td> <td>(規格 A 4)</td> </tr> </table>	1. 船舶の名称 Name of Vessel	2. 定期不定期別 Liner or Tramp	定期航路名 Name of Line	不定期航路名 Tramp	3. 船舶の種類 Description of Vessel	貨物船 Cargo Vessel	貨客船 Cargo Passenger Vessel	客船 Passenger Vessel	4. 国 籍 Flag	汽 船 S.S.	機 船 M.S.	機帆船 Sailing ship with engine	5. 船 籍 港 Port of Registry	その他 Other			6. 信号符号又は船船番号 Signal Letter or Official Number	7. 総トン数 Gross Tonnage	8. 純トン数 Net tonnage		9. 長さ及び喫水 Length over all and Draft	長さ Length	船首 Fore	船尾 Aft	10. 航行速度 Cruising Speed				11. 船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所 Name & Business Address of Owner, Operator of Vessel & Agent in Japan	所有者 Owner	運航者 Operator	代理店 Agent	12. 仕出港及びその出港年月日 Port of Provenance and Date of Departure therefrom	港名 Port	年月日 Date		13. 寄港地及びその入出港年月日 Port of Call and Date of Arrival at and Departure from the port	港名 Port	入港年月日 Date of Arrival	出港年月日 Date of Departure	14. 入 港 の 日 時 Time and Date of Entrance	15. 入 港 の 目 的 Purpose of Entrance			16. 停 泊 場 所 Berth	17. 出 港 の 日 時 Scheduled Time and Date of Departure			18. 次 の 仕 向 港 Next Port of Call	19. 当港出発後日本における寄港地 All Ports of Call in Japan after this port			20. 最 終 仕 向 港 Final Port of Destination	21. 出港後最初に入港する外国の港 First Port abroad after Departure			22. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo on Board			K/T	23. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo to be Unloaded/Loaded at this Port			K/T	24. 本邦において船卸をする貨物の数量 Quantity of Cargo to be Unloaded in Japan			K/T	25. 本邦において船積した貨物の数量 Quantity of Cargo already loaded In Japan			K/T	26. 乗 組 員 の 数 Number of Crew	29. 下記該当者の有無 Whether Carrying any:			27. 現に乗船している乗客の数 Number of Passengers on board on arrival to this port:	a. 密航者 Stowaway			a. 通過者 Number of Passengers in transit:	b. 有効な旅券若しくは乗員手帖を所持しない者 Crewmember or Passenger who is not in Possession of a valid passport or Seaman's book			b. 当港で乗船した乗客者 Number of Passengers embarked at this port:	c. 日本以外の港で上陸を許可されなかった者 Crewmember or Passenger who was not permitted ashore at the previous Japanese port(s):			c. 当港で下船し他港で復船する予定の者 Number of overland Passengers landing at this port:	d. 日本以外の港で乗り遅れた者 Crewmember or Passenger who missed ship or failed to rejoin at the previous Japanese port(s):			他港で下船し当港で復船した乗客数 Number of overland Passengers rejoined at this port:	e. 当港で下船予定の乗員 Crewmember to be Transferred or Hospitalized at this port:			28. 国内乗客 Number of Coastal Travellers				(Japan Vessel Only)	氏 名	下 (乗) 船 港	下 (乗) 船 年 月 日	30. 外国で下船 (補充) した乗員			理 由	31. とん税法第3条第2号 (特別とん税法第3条第2号) の規定によりとん税 (特別とん税) を一時に納付しているときは、一時納付した年月日 If the tonnage dues (special tonnage dues) have been paid in a single payment under the provisions of Item 2 of Art.3 of the Tonnage Dues Law (Item 2 of Art.3 of Special Tonnage Dues Law), the date of such payment.				32. 航海中の乗客その他乗客等事項 Disaster while Navigating & Other Matters				To	殿	Date	年 月 日		船長署名又は記名押印 Signed and/or Sealed by	Master	(規格 A 4)
<input type="checkbox"/> 到着 Arrival	<input type="checkbox"/> 出発 Departure																																																																																																																																																																					
1. 船舶の名称、種類及び信号符号 Name, Type and Call Sign of ship	2. 到着港 / 出発港 Port of arrival/departure	3. 到着日時 / 出発日時 Date-time of arrival / departure																																																																																																																																																																				
4. 船舶の国籍 Nationality of ship	5. 船長の氏名 Name of Master	6. 前寄港地 / 次寄港地 Port arrived from/Port of destination																																																																																																																																																																				
7. 船籍港、登録年月日 及び船船番号 Certificate of registry(Port; Date ; Number)	8. 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent																																																																																																																																																																					
9. 総トン数 Gross tonnage	10. 純トン数 Net tonnage	船舶の通航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator																																																																																																																																																																				
11. 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)																																																																																																																																																																						
12. 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地、積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)																																																																																																																																																																						
13. 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo																																																																																																																																																																						
14. 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15. 旅客の数 Number of passengers	16. 備考 Remarks																																																																																																																																																																				
添付書類の枚数 (Indicate number of copies)																																																																																																																																																																						
17. 積荷目録 Cargo Declaration	18. 船用品目録 Ship's Stores Declaration																																																																																																																																																																					
19. 乗組員名簿 Crew List	20. 旅客名簿 Passenger List	21. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer																																																																																																																																																																				
22. 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23. 検疫申告書 Maritime Declaration of Health																																																																																																																																																																					
当局記入欄 For official use																																																																																																																																																																						
		24. 内航船舶 <input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																				
1. 船舶の名称 Name of Vessel	2. 定期不定期別 Liner or Tramp	定期航路名 Name of Line	不定期航路名 Tramp																																																																																																																																																																			
3. 船舶の種類 Description of Vessel	貨物船 Cargo Vessel	貨客船 Cargo Passenger Vessel	客船 Passenger Vessel																																																																																																																																																																			
4. 国 籍 Flag	汽 船 S.S.	機 船 M.S.	機帆船 Sailing ship with engine																																																																																																																																																																			
5. 船 籍 港 Port of Registry	その他 Other																																																																																																																																																																					
6. 信号符号又は船船番号 Signal Letter or Official Number	7. 総トン数 Gross Tonnage	8. 純トン数 Net tonnage																																																																																																																																																																				
9. 長さ及び喫水 Length over all and Draft	長さ Length	船首 Fore	船尾 Aft																																																																																																																																																																			
10. 航行速度 Cruising Speed																																																																																																																																																																						
11. 船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所 Name & Business Address of Owner, Operator of Vessel & Agent in Japan	所有者 Owner	運航者 Operator	代理店 Agent																																																																																																																																																																			
12. 仕出港及びその出港年月日 Port of Provenance and Date of Departure therefrom	港名 Port	年月日 Date																																																																																																																																																																				
13. 寄港地及びその入出港年月日 Port of Call and Date of Arrival at and Departure from the port	港名 Port	入港年月日 Date of Arrival	出港年月日 Date of Departure																																																																																																																																																																			
14. 入 港 の 日 時 Time and Date of Entrance	15. 入 港 の 目 的 Purpose of Entrance																																																																																																																																																																					
16. 停 泊 場 所 Berth	17. 出 港 の 日 時 Scheduled Time and Date of Departure																																																																																																																																																																					
18. 次 の 仕 向 港 Next Port of Call	19. 当港出発後日本における寄港地 All Ports of Call in Japan after this port																																																																																																																																																																					
20. 最 終 仕 向 港 Final Port of Destination	21. 出港後最初に入港する外国の港 First Port abroad after Departure																																																																																																																																																																					
22. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo on Board			K/T																																																																																																																																																																			
23. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo to be Unloaded/Loaded at this Port			K/T																																																																																																																																																																			
24. 本邦において船卸をする貨物の数量 Quantity of Cargo to be Unloaded in Japan			K/T																																																																																																																																																																			
25. 本邦において船積した貨物の数量 Quantity of Cargo already loaded In Japan			K/T																																																																																																																																																																			
26. 乗 組 員 の 数 Number of Crew	29. 下記該当者の有無 Whether Carrying any:																																																																																																																																																																					
27. 現に乗船している乗客の数 Number of Passengers on board on arrival to this port:	a. 密航者 Stowaway																																																																																																																																																																					
a. 通過者 Number of Passengers in transit:	b. 有効な旅券若しくは乗員手帖を所持しない者 Crewmember or Passenger who is not in Possession of a valid passport or Seaman's book																																																																																																																																																																					
b. 当港で乗船した乗客者 Number of Passengers embarked at this port:	c. 日本以外の港で上陸を許可されなかった者 Crewmember or Passenger who was not permitted ashore at the previous Japanese port(s):																																																																																																																																																																					
c. 当港で下船し他港で復船する予定の者 Number of overland Passengers landing at this port:	d. 日本以外の港で乗り遅れた者 Crewmember or Passenger who missed ship or failed to rejoin at the previous Japanese port(s):																																																																																																																																																																					
他港で下船し当港で復船した乗客数 Number of overland Passengers rejoined at this port:	e. 当港で下船予定の乗員 Crewmember to be Transferred or Hospitalized at this port:																																																																																																																																																																					
28. 国内乗客 Number of Coastal Travellers																																																																																																																																																																						
(Japan Vessel Only)	氏 名	下 (乗) 船 港	下 (乗) 船 年 月 日																																																																																																																																																																			
30. 外国で下船 (補充) した乗員			理 由																																																																																																																																																																			
31. とん税法第3条第2号 (特別とん税法第3条第2号) の規定によりとん税 (特別とん税) を一時に納付しているときは、一時納付した年月日 If the tonnage dues (special tonnage dues) have been paid in a single payment under the provisions of Item 2 of Art.3 of the Tonnage Dues Law (Item 2 of Art.3 of Special Tonnage Dues Law), the date of such payment.																																																																																																																																																																						
32. 航海中の乗客その他乗客等事項 Disaster while Navigating & Other Matters																																																																																																																																																																						
To	殿	Date	年 月 日																																																																																																																																																																			
	船長署名又は記名押印 Signed and/or Sealed by	Master	(規格 A 4)																																																																																																																																																																			
<p>(注) 1 の付されている項目については、記入不要。</p> <p>2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し、直ちに出発する意図を有する船舶については、8.欄のうち「船舶の通航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。</p> <p>3 24.欄には、内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。</p> <p>Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “ ”</p> <p>2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave again immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>	<p style="text-align: right;">Date _____ 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(規格 A 4)</p>																																																																																																																																																																					

新旧対照表

(税関様式関係通達)

新

旧

(削除)

税関様式 C 第 20 号
Customs Form C No.2020

船 長 陳 述 書
STATEMENT BY SHIP'S MASTER

1. 船舶の名称 Name of Vessel	2. 定期不定期別 Liner or Tramp		定期航路名 Name of Line	不定期航路名 Tramp
3. 船舶の種類 Description of Vessel	貨物船 Cargo Vessel	貨客船 Cargo Passenger Vessel	客船 Passenger Vessel	油槽船 Oil Tanker
	汽 船 S.S.	機 船 M.S.	機 帆 船 Sailing ship with engine	漁船 Fishing Vessel
4. 国 籍 Flag	5. 船 籍 港 Port of Registry		その他 Other	
6. 信 号 符 字 又 は 船 船 番 号 Signal Letter or Official Number	7. 総 ト ン 数 Gross Tonnage	8. 純 ト ン 数 Net tonnage		
9. 船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所 Name & Business Address of Owner, Operator of Vessel & Agent in Japan	所有者 Owner			
	運航者 Operator			
	代理店 Agent			
10. 仕出港及びその出港年月日 Port of Provenience and Date of Departure there from	港名 Port	年月日 Date		
11. 寄港地及びその入出港年月日 Port of Call and Date of Arrival at and Departure from the port	港名 Port	入港年月日 Date of Arrival	出港年月日 Date of Departure	
12. 入 港 の 日 時 Time and Date of Entrance	13. 入 港 の 目 的 Purpose of Entrance			
14. 停 泊 場 所 Berth	15. 出 港 予 定 日 時 Scheduled Time and Date of Departure			
17. 当港出発後日本における寄港地 All Ports of Call in Japan after this port	21. 出港後最初に入港する外国の港 First Port abroad after Departure			
22. 積載貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo on Board	24. 当港において船卸をする貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo to be Unloaded at this port			
24. 本邦において船卸をする貨物の数量 Quantity of Cargo to be Unloaded in Japan	23. 当港揃(積)貨物の種類及び数量 Description and Quantity of Cargo to be Unloaded(Loaded) at this Port		K/T	
	25. 本邦において船積した貨物の数量 Quantity of Cargo already loaded in Japan		K/T	
26. 乗 組 員 の 数 Number of Crew				
28. 国 内 便 乗 者 Number of Coastal Travellers				
(Japan Vessel Only)	氏 名	下 (乗) 船 港	下 (乗) 船 年 月 日	理 由
30. 外国で下船(補充)した乗員				
31. とん税法第3条第2号(特別とん税法第3条第2号)の規定によりとん税(特別とん税)を一時に納付しているときは、一時納付した年月日 If the tonnage dues (special tonnage dues) have been paid in a single payment under the provisions of Item 2 of Art.3 of the Tonnage Dues Law (Item 2 of Art.3 of Special Tonnage Dues Law), the date of such payment.				
32. 航海中の異常その他参考事項 Disaster while Navigating & Other Matters				

To 殿 Date 年 月 日
船長署名又は記名押印
Signed and/or Sealed by _____ Master (規格 A 4)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p style="text-align: center;">記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;"><u>入出港届 (C - 2000)</u></p> <p>入港届として使用するとき(船長陳述書として使用する場合を含む。)は「到着」欄に、出港届として使用するとき「出発」欄にレ印を記入する。 <u>「船舶の種類」の記入に当たっては、船舶の構造に従って客の輸送を主目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であつて12人を超える旅客定員を有する船舶(船舶安全法第8条参照)については貨客船として扱い、その他の船舶については「貨物船、コンテナ船、油槽船、漁船、その他」等を記入する。</u> <u>「2.到着港/出発港」欄、「3.到着日時/出発日時」欄及び「6.前寄港地/次寄港地」欄には、入港届として使用するときそれぞれ「到着港」、「到着日時」、「前寄港地」を、出港届として使用するときそれぞれ「出発港」、「出発日時」、「次寄港地」を記入する。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;"><u>積荷目録 (C - 2030)</u></p> <p>入港時に使用するとき「到着」欄に、出港時に使用するとき「出発」欄にレ印を記入する。 <u>各欄への記入に当たっては、船荷証券に記載されている事項を参考として記入する。</u> <u>託送品の目録として使用するとき、この様式の表題の「積荷」を「託送品」と訂正する。</u></p>	<p style="text-align: center;">記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;"><u>入出港届 (C - 2000)</u></p> <p><u>「標題」は、入港又は出港の別により、それぞれ「出」又は「入」をまつ消する。</u> <u>「船舶の種類」欄には、該当する箇所を で囲む。</u> <u>なお、船舶の区別については船舶の構造に従つて、旅客の輸送を主目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であつて12人を超える旅客定員を有する船舶(船舶安全法第8条第1項参照)については貨客船として扱う。また、その他の貨物船については貨物船として扱う。</u> <u>(1) 入港届として使用するとき 印の、出港届として使用するとき 印の各欄の記載は要しない。</u> <u>(2) 危険物を積載している場合には、その種類及び数量を届出書の(22)の欄に明記する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>船長陳述書 (C - 2020)</u></p> <p><u>「船舶の種類」欄には、その船舶の該当する事項を で囲む。</u> <u>なお、船舶の区別については、船舶の構造に従つて旅客の輸送を主目的とするものは客船、貨物船の構造を有する船舶であつて12人を超える旅客定員を有する船舶(船舶安全法第8条第1項参照)については貨客船、また、その他の貨物船については貨物船として扱う。</u> <u>「船長署名又は記名捺印」欄には、船長が署名又は記名なつ印することを原則とするが、船長から委任された代理人例えば一等航海士等が行つてもよい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>積荷目録 (C - 2030)</u></p> <p><u>「船長署名」の項には、船長が署名することを原則とするが、船長から委任された代理人、例えば一等航海士等が行つてもよい。</u> <u>「コンテナの詳細」欄には、貨物がコンテナ詰されている場合に、コンテナの種類、番号及びコンテナに内蔵されている貨物の個数を記載する。</u> <u>「数量」欄には、原則としてメートル法により記載することとするが、商慣習上の数量を記載しても差し支えない。</u></p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>船用品目録(C - 2040)</u></p> <p><u>特掲品目以外の船用品は、税関記入欄等の空欄に記載する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>旅客名簿(C - 2050)</u></p> <p><u>入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乗組員名簿(C - 2065)</u></p> <p><u>入港時に使用するときは「到着」欄に、出港時に使用するときは「出発」欄にレ印を記入する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>乗組員携帯品申告書(C - 5370)</u></p> <p><u>「2. 関税等の免除が認められないもの又は日本への持込みが禁止若しくは制限されているもの」欄の「酒類」及び「たばこ」には、種類(例えば「酒類」はウイスキー、ブランデー等、「たばこ」は紙巻たばこ、葉巻たばこ等)ごとに記入する。「銃砲刀剣類」欄には、所持する銃器類、刀剣類の種類(例えばけん銃、弾薬等)ごとに記入する。</u></p> <p><u>「価格」欄には、1個の単価ではなく、数量に対応する全価額を記入する。</u></p>	<p><u>「荷送人」欄には、船荷証券に記載されている荷送人を記載する。</u></p> <p><u>「荷受人」欄には、船荷証券に記載されている荷受人を記載する。</u></p> <p><u>託送品については、この様式の表題の「積荷」を「託送品」と訂正のうえ、託送品の目録として使用させる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>船用品目録(C - 2040)</u></p> <p><u>「申告者」は、原則として船長であるが、その船舶の所有者、管理者若しくはこれらの代理人又は船長の代理人、例えば、事務長、司厨長等が申告してもよい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>旅客氏名表(C - 2050)</u></p> <p><u>「出発地」欄には、その船舶に乗船した場所を記載する。</u></p> <p><u>「最終目的地」欄には、その船舶を下船する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、乗船券に記載された目的地を記載する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>乗組員携帯品申告書(C - 5370)</u></p> <p><u>「たばこ」及び「酒類」欄には、種類ごとに、例えば「たばこ」は紙巻たばこ、葉巻たばこ等、「酒類」は、ウイスキー、ブランデー等の区分ごとに記載する。</u></p> <p><u>「銃砲刀剣類」欄には、所持する銃器類、刀剣類について記載する。その刀剣類を輸入しようとする場合には、陸揚輸入携帯品の項に記載し、陸揚輸入しないものについては船内使用(消費)の項に記載する。</u></p> <p><u>「その他の品名、数量」欄には、陸揚輸入携帯品、船内使用(消費)携帯品とも、たばこ、銃砲刀剣類及び酒類以外のすべての物品の品名、数量を記載する。</u></p> <p><u>「価格(海外市価)」欄には、1個の単価ではなく、数量に対応する全価額を記載する。</u></p> <p><u>乗組員携帯品申告書の提出後において、船内使用(消費)携帯品を陸揚輸入しようとするときは、その旨を申し出て陸揚輸入携帯品として記載する。</u></p>

新旧対照表

(輸入通関事務処理体制について)

新	旧
<p style="text-align: center;">輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 ~ 第 6 (省略)</p> <p>第 7 <u>生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応</u></p> <p><u>生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第 1 の (受付管理事務) に規定する受付管理事務、(審査事務) に規定する事前審査及び第 2 (検査事務) に規定する検査等を優先的に行うことなどにより、優先的な通関を行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">輸入通関事務処理体制について</p> <p>輸入通関事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

(システム導入官署における輸入通関事務処理体制について)

新	旧
<p style="text-align: center;">システム導入官署における輸入通関事務処理体制について</p> <p>航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。)海上貨物通関情報処理システム(以下「海上システム」という。)税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)及び通関情報総合判定システム(以下「判定システム」という。)の導入官署(以下「システム導入官署」という。)における輸入通関事務処理体制を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1～第4(省略) 第5 その他事務処理通達の準用等 <u>事務処理通達第5(包括審査制)、第6(輸入商品実績カード)及び第7(生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応)の規定は、本通達において準用する。</u> この場合において、同通達第5の - 2 - (2)中「(通常、重点又は簡易審査)」とあるのは「(重点又は通常審査)」と、同第5の - (2)中「申告書(許可書用。以下「輸入許可書」という。)の税関記入欄」とあるのは「輸入許可通知書の適宜の箇所」と、同第5の - 2 及び5中「輸入許可書」とあるのは「輸入許可通知書」と、同第5の - 4中「前記2 - (3)(包括審査)に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査」とあるのは「包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査」と同通達記第6中「申告書」とあるのは、「海上システムによる申告については添付書類、航空システムによる申告については申告控等」と、「前記第1の (受付管理事務)に規定する受付管理事務、 (審査事務)に規定する事前審査及び第2(検査事務)に規定する検査」とあるのは「前記第1の (受付管理事務)に規定する受付管理事務、 (審査事務)に規定する事前審査及び第2(検査事務)で準用する検査事務」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">システム導入官署における輸入通関事務処理体制について</p> <p>航空貨物通関情報処理システム(以下「航空システム」という。)海上貨物通関情報処理システム(以下「海上システム」という。)税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)及び通関情報総合判定システム(以下「判定システム」という。)の導入官署(以下「システム導入官署」という。)における輸入通関事務処理体制を定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(同左) 第5 その他事務処理通達の準用等 <u>事務処理通達第5(包括審査制)及び第6(輸入商品実績カード)の規定は、本通達において準用する。</u> この場合において、同通達第5の - 2 - (2)中「(通常、重点又は簡易審査)」とあるのは「(重点又は通常審査)」と、同第5の - (2)中「申告書(許可書用。以下「輸入許可書」という。)の税関記入欄」とあるのは「輸入許可通知書の適宜の箇所」と、同第5の - 2 及び5中「輸入許可書」とあるのは「輸入許可通知書」と、同第5の - 4中「前記2 - (3)(包括審査)に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査」とあるのは「包括審査済貨物に係る輸入申告等は、通常審査」と同通達記第6中「申告書」とあるのは、「海上システムによる申告については添付書類、航空システムによる申告については申告控等」と読み替えるものとする。</p>